

令和 6 年（2024 年）2 月 29 日
健康医療部コロナ健康支援課

豊中市健康づくり・食育推進計画（案）に関する意見公募手続の結果について

令和 6 年（2024 年）1 月 26 日～2 月 15 日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

（1）集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便		
2	ファクシミリ		
3	電子メール		
4	電子申込システム	5	9
5	所管課への直接提出		
6	その他		
	合計	5	9

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	1	1
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1	1
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの	3	7
	その他（市民等の区分が未記入のもの）		
	合計	5	9

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	P.31 受動喫煙の 状況につい て	路上での受動喫煙の機会が半数を超えているのは、喫煙場所が足りないからではないか。マナー啓発も必要だが、喫煙場所を増やしてほしい。	<p>「豊中市スマイルクリーン条例」に沿って、吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごせるまちづくりをめざし、路上喫煙禁止区域の指定や屋外分煙所の設置などを実施しており、引き続き、市における受動喫煙の状況を注視してまいります。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2	P.71 行政等の取 組みテーマ について	受動喫煙の状況で路上が最も多いが、喫煙場所が少ないのではないかと。喫煙場所があると受動喫煙の機会も減ると考えられる。駅前などの分かりやすい場所に設置してもらえないか。	
3	P.71 行政等の取 組みテーマ について	喫煙所が少なくなると、路上や駐車場など人目のつかない場所での喫煙が増え、ポイ捨ても増えるため環境にもよくない。喫煙者と非喫煙者が共存できるよう喫煙所を増やす取組も必要ではないか。	
4	P.71 行政等の取 組みテーマ について	<p>受動喫煙の状況で路上が最も多くなっているが、喫煙者数に応じた喫煙所が整備されているのか。路上喫煙禁止区域以外での喫煙場所が少ないため、人通りの少ない路地や路上で吸う人が減らないのではないかと。マナーを守るためにも、喫煙所が整備されれば、そちらに誘導できるので、路上での受動喫煙の機会も減るのではないかと。</p> <p>また、受動喫煙の機会について、路上に次いで飲食店・職場が多いが、そちらへの働きかけや助成金などを検討してはどうか。</p>	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
5	P.71 めざす姿について	「売らない」の言葉を追加してほしい。タバコを売らなければ喫煙者や受動喫煙は自然となくなる。	受動喫煙対策を含めたたばこ対策は、「豊中市スマイルクリーン条例」に沿って施策を展開しておりますが、健康づくりにおいては、禁煙支援を実施しており、吸う人に対するアプローチや啓発が重要であると考えております。たばこの販売については、国の方針なども注視してまいります。現状を鑑み、計画に明記することは困難です。
6	P.72 数値目標について	20歳以上の喫煙率の目標値を8%以下と設定しているが、その根拠は何か。健康日本21での目標値は12%となっている。	健康日本21においては、喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）の目標値を12%と設定されておりますが、豊中市においては20歳以上の喫煙率は11.4%（令和4年度）であり、国の目標値をすでに達成していることから、市の現状を踏まえ、8%以下と設定しております。
7	P.72 数値目標について	受動喫煙の機会を有する人の減少の目標値を38%以下と設定しているが、その根拠は何か	令和4年度に実施した「食と健康に関するアンケート調査」においては、受動喫煙の機会があった人の割合が42.2%であり、市の現状を踏まえ、現状値の概ね1割減に相当する38%以下と設定しております。
8	P.72 行政等の主な取組みについて	「路上喫煙対策推進事業」の言葉を削除してほしい。喫煙所を駅前に作っているが、受動喫煙が生じて逆効果になっている。禁煙したい人がつい喫煙してしまい、その意欲を挫けさせる。	受動喫煙対策を含めた「たばこ」に関する取組みにつきましては、豊中市スマイルクリーン条例に基づいて対策を行っており、吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごせるまちづくりが必要と考えております。 吸う人も吸わない人も共存するためには、望まない受動喫煙を防止するために「路上喫煙禁止区域」を駅周辺の人が集まる区域に設定すると同時に、たばこを吸う人のために屋外分煙所を設置し、「分煙」を徹底することは必要な対策であると考えています。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
9	P.109 用語解説について	場所や時間を区切っても受動喫煙は防止できない。「マナーからルール」に変わったのは「喫煙」。「分煙」の項目を削除してほしい。	健康増進法の改正により、「望まない受動喫煙」をなくす取組みがマナーからルールへと変わりました。受動喫煙を防止するための取組みのひとつとして「分煙」も重要であり、実際に飲食店等において取組みがなされています。